

令和2年第7回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和2年12月8日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月8日午前9時5分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子</p> <p>6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮</p> <p>8 番 森 田 勝 9 番 山 田 仁 樹</p> <p>10 番 窪 和 子 11 番 下 中 一 郎</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 大 辻 孝 司</p> <p>政 策 推 進 課 長 巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長 橋 本 雅 至</p> <p>住 民 生 活 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本会議に職務の ため出席した者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>議案第44号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について</p> <p>議案第45号 令和2年度平群町一般会計補正予算（第6 号）について</p> <p>議案第46号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計補 正予算（第1号）について</p>

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第47号 令和2年度平群町水道事業会計補正予算 (第1号)について</p> <p>議案第48号 令和2年度平群町下水道事業会計補正予算 (第1号)について</p> <p>議案第49号 令和2年度平群町介護保険特別会計補正予 算(第2号)について</p> <p>議案第50号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)について</p> <p>議案第51号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止につい て</p> <p>議案第52号 奈良県広域消防組合格約の変更について</p> <p>同意第16号 公平委員会委員の選任に同意を求めること について</p> <p>同意第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意 を求めることについて</p> <p>同意第18号 教育委員会委員の任命に同意を求めること について</p>
<p>請願</p>	<p>請願第1号 生駒平群発電所(太陽光発電施設)送電線 の町道占用・使用の中止を求める請願書</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番 岩崎真滋 2番 長良俊一</p>

令和 2 年 第 7 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 1 2 月 8 日 (火)

午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 4 4 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 5 号 | 令和 2 年度平群町一般会計補正予算 (第 6 号) について |
| 日程第 6 | 議案第 4 6 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 7 | 議案第 4 7 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 8 | 議案第 4 8 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 4 9 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 0 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 1 号 | 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 2 号 | 奈良県広域消防組合規約の変更について |
| 日程第 1 3 | 同意第 1 6 号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第 1 4 | 同意第 1 7 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第 1 5 | 同意第 1 8 号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて |
| 日程第 1 6 | 請願第 1 号 | 生駒平群発電所 (太陽光発電施設) 送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書 |

開 会 （午前 9時05分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

議席番号4番、井戸議員より、病氣療養中のため、本定例会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年平群町議会第7回定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルスの感染症が急速に増え、今後、冬場に向けてインフルエンザの同時流行も危惧されております。奈良県でも毎日多くの感染者の報告があり、平群町では19名の感染者の報告がありました。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される冬場に向けて、生駒郡4町で、PCR検査実施に向けて、医師会の協力を得まして、生駒郡地域外来検査センターの開設に向けて、現在準備を進めているところであります。今議会におきましても、必要経費の予算を計上をお願いをしているところであります。

暦も師走に入り、今年は、コロナ禍に明け暮れた1年で、あっという間に過ぎてしまったと感じる今日この頃であります。今年は、コロナ禍の影響により、町の行事、イベントが中止や縮小となり、各学校やこども園においても多くの行事が中止や規模縮小となっておりますが、学校や園に活気を取り戻すためにも様々な工夫をし、実施をしていただいております。

運動会につきましては、3密を避けるということから、時間短縮での午前中のみ開催や、年齢別、学年別の演技をするなど、感染防止対策をしながら実施されました。修学旅行につきましては、小中学校とも全行程を貸切バスで移動することで、外部との接触を避けての実施となり、小学校では、3小共、混雑を避けるため、広島から淡路・姫路方面に変更し、1泊2日で実施しました。中学校においては、高校入試が近づいているため、日帰りでの思い出づくりと

して姫路セントラルパークに行っております。

また、タブレット端末を中学3年生と小学6年生に配付しており、修学旅行での活用やオンラインでの授業でも一部実施をされております。1,300台の機器の調達が終わりと、現在環境の整備に努めており、全ての児童・生徒に年度内に配付を行ってまいります。

町の文化祭は中止となりましたが、長年にわたり、地方自治の振興発展、社会福祉の向上のために御尽力を頂いた方々への地方自治功労者表彰式を、今年度は11月20日に関係者のみでの開催となりました。本年度は、1名と1団体の皆様が受賞され、受賞された皆様方のますますの御活躍を祈念申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、10月1日より高齢者のインフルエンザワクチンの無料接種が始まり、全世帯を対象としたプレミアム商品券の販売を11月1日より開始しました。

11月の奈良県知事の定例記者会見で奈良県下の財政状況が発表され、財政状況が特に悪い5市町に重症警報が出されました。平群町では、主要財政指標4項目で、実質公債比率、将来負担比率、基金残高比率での該当となりました。町の財政状況は、土地開発公社の清算に発行した第三セクター改革推進債や、平群駅周辺整備事業などにより発行した地方債の返済が大きな負担となっております。一方、歳入においては、少子・高齢化、人口減少により町税収入が減少傾向にあることなど、財源不足が続く見込みで、本町の財政状況は予断を許さない状況にあります。

今議会に提案しております平群町一般会計補正予算においては、財政調整基金全額を取り崩してもなお財源が不足し、未確定財源の計上をしなければならぬ大変厳しい財政状況となっております。財政の健全化が喫緊の課題であり、引き続き、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

さて、本定例会では、上程案件として、条例改正が1件、各会計の補正予算6件、同意案件3件、その他2件、合計12件の案件の審議をお願いしております。いずれの議案につきましても慎重審議いただき、可決、同意賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

町長より追加議案の申出がありましたので、この取扱いについて議会運営委

員会を開催していただきたいので、暫時休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時06分)

再 開 (午前 9時20分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(窪 和子)

それでは報告をさせていただきます。

町長より追加議案の申入れが提出され、その取扱いについて先ほど協議をいたしました。その結果、追加議案4件につきましては、本会議の最終日に上程することに決定いたしました。

以上のとおり議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

ありがとうございます。

お諮りします。

町長より申入れがありました追加議案4件については、本会議最終日に上程することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、追加議案4件については、本会議の最終日に上程することに決定いたしました。

続きまして、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番、岩崎君、2番、長良君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月18日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの11日間と決定いたします。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月 8日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時ということで取扱いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

12月 9日（水） 総務建設委員会 午前10時より

12月10日（木） 空いてございます。

12月11日（金） 空いてございます。

12月12日（土） 休会でございます。

12月13日（日） 休会でございます。

12月14日（月） 空いてございます。

12月15日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月16日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月17日（木） 空いてございます。

12月18日（金） 本会議（最終日） 午前9時より

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

1 1月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（窪 和子）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1 1月27日午前9時45分より、今日から始まりました12月定例会についての内容と、議会運営について協議をいたしました。

以上です。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きますして

日程第4 議案第44号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

単純な質問するけど、改正概要のところの各軽減基準において、「10万円×（給与所得者等の数－1）」、1人だった場合、「－1」ということはゼロやな。10万掛けるゼロは幾らですか。ゼロやね。ということは、この10万円プラスされないということ、1人の場合は。所得税変わって、所得控除が10万円減らされたから、同じ収入でも10万円所得が増えますよね。ということは、1人の人は、逆に10万円プラスされないからどうなるのっていうふうな疑問を素朴に持ったんやけど、その点はどうなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、説明不足やったと思いますけども、軽減基準額はもともと33万円でした。それが今回、基礎基準額が43万円からスタートするというので、そこで10万円のカバーができてるということのでございます。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。初めから43万というふうにしてるとのことやね。

これと直接は関係ないんですが、当然国保税のことですから、県のほうが7月に中間の見直しを予定してたのがずれ込んで12月に、今月ということで、もう既に各市町村には通知等が出されてると思います。その概要についてね、せつかく条例改正出てるんで、少し説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

令和3年度の間見直しの件でございます。

それにつきましてですね、せんだって課長会がございまして、そこである一定の説明がございました。その中でですね、コロナ禍で国の係数がまだ下りてきてないということで、今概算の概算しか出ておりません。それで、年明けに本算定が出る予定なんですけども、それについてもまだ未確定という状況でございます。

それで、今回の大きな改正につきましてはですね、今見てる範囲ではですね、大きな改正というのは、結局奈良県の国保運営方針の見直し、これにつきまして、平成29年度に算定したものとほぼ変わってございませぬ。大きな変更につきましてはですね、まず収納率の算定でございます。収納率の関係につきまして、当時は過去3年平均で、平群は98.38という大きな数字で収納率が算定されておりました。それが今度、令和3年度からは、市は97%、町村は99%の収納率で積算をするという大きな違いがございませぬ。ただ、その99%といいましてもですね、滞納繰越分を持っている市町村が恩恵を被るということになればおかしいという御意見がたくさんありまして、分母は現年課税分、分子は滞納繰越分を含めて支払うという形になります。ということは、平群町の場合であれば、収納率が高い関係上、あんまり恩恵はないかなとは思いますが、確かに99%は支払える状況ではございませぬ。市が今97%という大きな数字を持っておられますので、それが果たしてできるかというのは、ちょっと今我々は危惧しているところでございませぬが、一応県がそういうふうに決めているところでございませぬ。これが、令和3年度から適用するという大きな違いがございませぬ。

それと、あと減免基準でございます。減免基準につきましては、各市町村ばらばらの減免基準になっていませぬ。それを令和3年度からは、本来6年度からする予定やったんですけども、令和3年度から見直しをするということになっていませぬ。その加減で、これにつきましては、県下統一の減免基準を次回の3月議会のほうに提案をさせてもらおうというふうを考えておられます。その辺が大

きな違いです。

それと、あと保健事業のほうで、県の財源がだんだんだんだん減っていく中で、特定健康診査の事業費に係る分についてですね、あくまでも市町村持ちの分がございませう。県、国が3分の1ずつ持ってるんですけども、残り3分の1に町持ちの部分がございませう。その部分につきまして、県が見るという形になってくるようございませう。それにつきましては、ある基準額がございませうので、持ち出しというのは相変わらず出てくるというふうには考えてございませう。その辺が大きな違いでございませう。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

当然、県に払う納付金の金額によってね、ほとんど要するにそれぞれの市町村の国保税が決まるわけですから、その点ではしっかり、今一番最初に改正の説明あった収納率の問題では、これまで、高いところほど、要するに県内の中で言うと損をするというような状況でしたから、99%という数字がどうなのか、延べということなんで、前年度分も含めての収納ということなんで、平群町の場合は、100を超える年があったとしても、最高100以上は、ならせられないわけですから、その点はどうなのか分かりませうが、どっちにしても98を超えているという点で言えば、滞納分も含めれば、大体99には、今の状況だったらいくという状況なんでね、それで影響は出ることなく、逆に、これまでに比べれば、ちょっと平群町にとっては有利になるというのは分かるんですけども、ただその他、その収納強化という点で言えば、県は相当強く、今回打ち出してるみたいなんでね、差押え等についてもですね、マニュアルをつくってやるようなことも今度の改定の中では出てきているんで、その辺は平群町としては、あつて払わない人についてはある程度強くやればいいですけども、当然、厳しい生活の中で払えない人に、そういう県のマニュアルどおりに何でもかんでもやるということは、やっぱりその点はしっかり注意してやっていただきたい、このことはお願いしてございませう。

1月には県に払う納付金の金額決まるわけですから、それが、今回の場合、相当遅れるということになるのかどうか。そうなると、国保会計の予算についてもですね、3月議会に出てくるわけですけども、遅れるような状況なのか、その辺はもう既に問題ないのかどうかね、その点だけもう一度答えてもらえませうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

例年1月に本算定が出てくるんですけども、国の係数がまだ出てこないということで、我々もいつ出てくるかというのは確認はしておりません。今現在、令和6年度までの計画納付金額というのが29年度に示されてます。その数字が、今の中間見直しのところでもその数字が出ております。その数字で今は積算してる状況なんですけども、かなり乖離が出てくるんじゃないかというふうには思ってるんですけども、現在ではちょっと今のところ定かでない状況でございます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第5 議案第45号 令和2年度平群町一般会計補正予算（第6号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

ちょっと長い説明でしたけど、要するに、2億8,000万の補正を組んで、2億円金が足らんという補正ですよ。実際に、だから2億8,000万のうち、国、県の補助金、それから借金も合わせて8,000万足らず、歳入で入ってくると。足らん2億400万については、財政調整基金を全て取り崩してゼロにする。それでも足らんからといって、未確定財源、わざわざ9月議会までに消しちゃったのに、また復活させたという、そういう状況ですよ。これが全体の状況だと思うんですよ。

そこでちょっと個別に聞きます。

まず、中央公民館の除去工事費について、もともと当初予算で4,290万。これについては、文化センター建設時のときにですね、3館統合ということなんで、当然、中央公民館と、それから図書館、さらに人権交流センター、この三つの解体が当然必要になるということで、それも当初の計画で、岩崎町長のときから計画として出されてました。その合計が9,163万というのが議会への報告でした。しかし、中央公民館だけで、今回の補正で8,000万になるわけですね。3,710万。もちろん、これ全部、9割起債できると。取りあえずの一般財源は10%、同時に、起債のうちの5割が交付税算入ということなんで、非常にあれですけども、しかし、もともと全体で9,000万やったやつが中央公民館だけでこれだけになるということになれば、全体じゃあ幾らになるんだと。もう何年前になるか分かりませんが、文化センター建設計画当時の説明は一体何だったんだと。あのときの説明ではですね、合わせて、さっきも言いましたが9,163万円。解体単価が11万円、坪ね、坪ですよ。ほんで833坪と、こういう説明でした。じゃあこれが一体どう変わったのか、その点説明していただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

工事費が当初予算より相当膨らんだ理由でございます。

今回補正でお願いいたしました。10月末に設計事務所から設計書並びに設

計金額が提出されました。そこには当初予算額と設計額とに大きな誤差が生じておりまして、その原因につきましては、当初予算の積算方法に誤りがございました。過少に見積もり、甘く見積り過ぎていたことが全てでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

山口君。

○7番

そんな説明にならへんで、言うとかけど。もともとじゃあ、総合文化センター建設のときに、当然何らかのチェック、専門家に聞いてですね、これぐらいかかるだろうという、当然何らかやってるわけでしょう、その細かい詳細設計はしなくても。中央公民館だけ見たってその倍近くになる、1.8何倍になるといようなね、甘く見てたという話じゃないでしょう。だから、何でそんなことになったんだという経過も含めて説明してくださいよ。ましてや、今年度当初予算で、中央公民館だけ予算出すときに、これ出したときにはですね、じゃあ何を根拠にもともとの当初予算出したんですか。例えばですよ、初めから足らんのが分かってたけれども、当初予算自体が組むのが大変で、これだけの緊縮予算であっても2億円以上の未確定財源を組まざるを得なかった。だから、もうちょっとかかるのは分かってたけど、ここは落としたんだと、そんなことはないとは思いますがね、今の説明やったら単にそういうことですよ。甘かったって、そんな話ないでしょう。もう今年度中に解体するって言ってて、当然予算組むときにどれぐらいかかるかっていうのは、ある程度専門家にもきちっと聞いてするのが当たり前でしょう。それを甘かっただけの説明で誰が納得しますか。それは駄目ですよ、教育委員会。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当初予算の積算をどのようにしておったのかということですが、平群町の、過去に実施いたしました解体工事、幼稚園ですけれども、その解体工事費を参考に、解体の撤去費でありますとか処分費等を平米単価に割戻しをいたしまして、公民館本体の平米数で積算したものですけれども、構造上の違いでありますとか労務費、処分費の値上がり等もございまして、それが反映していなかったということでございます。

○議長

山口君。

○7番

もちろん職員の皆さんが全部分かるわけじゃないから、もちろんそういう差が出ることもあるんでしょう。あまりにも大き過ぎるし、それだったら別に今年度解体しなくたっていいじゃないですか。3年とか5年以内ということでしょう。どうしても、何か要するに今年、解体しなきゃならない理由があるのかどうか。あとの文化センターと図書館についても、じゃあ幾らかかるんですか。今の話でいったら、もちろん建物の構造とか違いますから、そっちのほうは、もともとの予定とそんなに変わらない数字出るのかも分からないけれども、今後どっちみち早い時期に解体しなければならないわけでしょう。その辺は数字は出してるんですか、図書館と人権交流センターについては。その点どうなんですか。全体で9, 163万というもともとの説明でしたからね、それをじゃあどれだけ超えてくるんだという、その点どうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

図書館の設計費でございますけれども、これはもう出ておりまして、1, 682万7, 000円、約1, 700万円でございます。そして、人権交流センターにつきましては、設計の出来上がりが12月末となっておりますので、今日の時点でお示しすることはできません。申し訳ございません。

○議長

山口君。

○7番

図書館の1, 700万円というのはもともとの大体計算どおりの数字なんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

文化センター建設に伴います既存施設の解体費ということで、教育委員会のほうで担当もしておりますけれども、私が以前に担当もしておりましたので、お答え申し上げます。

図書館の解体費が当初の設計どおりになっているのかということでございます。図書館の当初の積算についても、中央公民館と同様の単価で計算もしてございます。今、図書館の解体費が、全体で1, 700万円ということになってございますけれども、こちらにつきましても、当初の見込みよりは、実際の設計としては増額になっておると、そういうことでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

もともとの設計の 9, 163 万円の三つの建物それぞれの金額、このときの積算で、それぞれ幾らだったか、それはどうなってますか。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

計算せな出えへんの。計算せな出えへんのやったら後でええけど。

どっちにしてもね、そんな甘い積算で、財政大変や、大変やと言いながらね、何でそこでそんな甘い積算でできるのか不思議で仕方がない。大甘じゃないですか、逆に言うたら。事業計画全体が大甘じゃないですか、それだったら。もちろん実際と変わってくるんだけれども、でも今年度の予算つくる、昨年1月、2月、もうちょっと早くから予算積算はするんだらうけども、その時点でこндаけ差が出るというのはやっぱりおかしいですよ。もともとその文化センター計画したときの数字と変わるのはある程度仕方がないし分かりますけども、それにしてもやっぱり財政が大変やというときには、その辺緻密にきちっとやらないと、それこそ逆に金大変や言って、住民の皆さんにいろいろ負担、ここ10何年かけてきたり、また職員の給料をカットしたりしながらですね、一方でこんなざるみみたいなことをしてたらどうなんだということなんですよ。あまりにもちょっとひどいですよ。

さっき言った、当初のやつ出してもらうのと、それから人権交流センターはまだ出てないと言いますけれども、図書館1, 700万円だったら、人権交流センターはそれどころで済みませんからね、倍近くの金額になってくるんじゃないかというふうに思うんですよ。じゃあ1億5, 000万超えてくるでしょう、全体で。来年なのか再来年なのか知りませんが、今年度でもこれ、このままいったら、もともとシミュレーションでは、実質単年度収支3億600万の赤字って、こう言ってるわけでしょう。現に基金がゼロに、今の予算上だけですけども、予算上でゼロにまでなって、未確定財源がこの時期になって発生しているということは、あと一般財源の不用額がどれくらい出るかだけでしか、平群町の今年度の収支見通しは変わってくるわけでしょう。3億までいくかどうかは別にして、今の時点では予算上4億以上の赤字になってるんですよ、実質単年度収支。だから、そこはやっぱりちょっと、この中央公民館の除去工事費だけ見たって、これはちょっと早急にですね、12月に人権交流センターも出ると言ってますから、あと設計金額と、それとあと何年、いついつ解体するのか、それも、今後ちょっと、今日は人権交流センターはまだ出てない

ということやから、どうなのか。当初の予定との差額とかいうのはですね、早めに議会に報告してください。それからですね、その1.8倍に膨らんだ理由が甘かったというような話ではちょっと話にならないですけど、その点はまた今後ということ。

それから、次に駅周の損失補償ですけれどもね、これはこの前、全協で詳しく説明いただいているので、その説明どおり、今回、1億5,600万損失補填するということで、あと残りの二つの街区、大日寺の横については、その区画の半分はもう既に契約済み。ただ、それに対する損失補償についてはもう来年に回すということでした。あと、この坂上さんの前の土地と、その残りの半分と、その売却状況がどうなっているのか。これ、延びれば延びるほど何ぼでも事務費増えていきますから、さらに補償額が増えるということになるんですが、その辺の、まだ全協からそんなにたってませんけども、その後どういう状況になっているのか説明していただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

10月29日に全協で御説明させていただきました。その後の状況ということでございますが、今議員おっしゃいましたように、大日寺の北側で2区画のうち半分、分筆して2筆になっております。その半分はもう売却済みで入金も済まされております。残りが、大日寺のそのあと半分の1区画と、それから坂上さんの前の区画です。この分につきましては、不動産屋さんから一定の相談もあって、話もありましたが、なかなかその周辺との価格との乖離があって、契約に至っていないという現状がございます。そういうことを踏まえまして、また、近鉄不動産であったりいろんなところに組合のほうで営業していただきまして、できるだけ速やかに販売できるようにということで今動いている状態で、まだ2筆とも契約に至っていないと。できるだけ12月中に、遅くとも3月中に販売できるように、今、組合のほうで頑張っているところでございます。

○議長

山口君。

○7番

頑張ってもらわんと、何ぼでも増えるという。

それでね、もう契約してお金も入ったという大日寺の横の半分よりちょっと多い。これ、売却額をこの前聞いたとき、3,619万9,000円ということなんですね。これ、第7街区ですね。第7街区の半分ね。計画額はですね、

要するに簿価という言い方もしてますけど、事業として計画額というのは7,315万6,000円。実際の売った金額は計画の49.5%なんですよ。要するに、半分以下になってるんですね。あと残り、それも全部、例えばですよ、この49.5%で売れたとすればですね、損害はこれまで毎日新聞にも大きく書かれましたけど、2億4,800万じゃなくて、2億5,000万超えてくるんです。もちろん売り方によってですから、こっちのほうはもっと高く売れるのかもわかんないですから、それは分かんないですけども、そういう状況にあるんです。これにまた、事務手数料が増えてくればですね、昔の開発公社と一緒に簿価ばかり上がって、公社の場合は利息ですけども、それがどんどん増えていくというようなね、実際の金額とどんどんどんどん乖離出ていく、そういうことになってくるんで、その点は、今課長、早ければ今月、遅くとも年度内という話でしたんで、何としても年度内に売り切ってますね、町のほうの計画されてる来年の早い時期にはきちっとしまいできるようにしていただきたい。これ、来年、補償せなあかんのは9,000万以上ですからね。これまた借金できないですから、来年度の予算どうなんねんという話にまでなってきましたんでね、その点はちょっと、しっかりやってもそんな状況ですから、非常に厳しいというのは変わらないと思うんで、そのことは指摘しておきます。

それから、人件費については、さっきね、ちょっと書き方考えてほしいんやね。まとめてここで書いてもらう場合、一般会計も特別会計もありますけども、どっかでまとめて、人件費が全部どうなったかね。そうでないと、ここで一般会計だけやったら増えてるわけでしょう。ほんで今度、一時金で0.05か月減額になってるわけですから、当然普通、新しい職員雇ってなければ減るのに、特会のほうとの関係があるからこういう書き方になってるんですけど、そこは人件費だけでどうなったかっていうのは、ちょっとこの資料では示していただきたい。これね、私も高齢者になったからあれなんですけど、ちょっと大きい紙にしてもらえませんか。字が小さ過ぎて、電話でもちょっと言いましたけど、A3で作ってくれへんかな、B4でもええけど。とにかく小さ過ぎるんです。非常に見にくい。だって、こっち見るほうがこれ見るより全体分かりますから、そうしてくださいね。これはお願い。

それから、コロナ関連で、高齢者のインフルエンザで今度747万4,000円。これ、当然第2次のコロナ対策の後から、町長、9月議会最終日に表明されて実施ということになってるんで、当然そのまま出てるんですが、これは当然コロナの交付金で対応できるというふうに考えていいんでしょうね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますけども、今御質問のように、コロナの交付金で対応予定でございます。

○議長

山口君。

○7番

それでね、コロナで1次、2次で相当、3億の交付金で、実際にやってから入るのか先に入るのか知りませんが、どっちにしたって、当然、予定してたより金額が少なくて済むところもありますし、超える分もひよっとしたらあるかもわかりませんし、その辺でね、1次、2次、まだ途中ですから、全部終わったわけでないんで、ややこしいですけども、今日でなくてもいいですけども、1次、2次のそれぞれのコロナ対策のことについてはね、ちょっとどっかできちっと報告して、大分先になるのかもわかんないですけども、ちょっと先にしていただきたいというふうに、今でなくていいですけども。ただ、今の時点でもし、いろいろにわたるからええかな、まあええわ。ちょっと実績はどっかで中間報告的なものも含めてやっていただきたいということをお願いしておきます。

それからもう一つ、今度、過年度の返還金、非常に多いんですね。特に福祉畑、教育畑。ほんで、こども園のことについてはね、令和元年度ということですから、10月から3月までのこども園の無償化に伴う交付金、これについてね、結局この返還金も入れて、一体、こども園の無償化で平群町は、本来、今までのままだったら入ってくる保育料と、それから国から今回交付を受けた金額と、実際どんだけ差があったかというのは、これは教育委員会になるのかどっちになるのか分からないですけど、福祉こども課のほうになるんですけど、それはちょっとどっかで出していただけますか、資料として。ただ、今年度からは交付金じゃなくて、交付税のほうに算入されるんで、きちっと分からないかも分からないですけども、昨年度の半年分についてはしっかりね、どういうふうになったかというのはちょっと資料として出していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

その返還金全体で1,000万超えてるんですよ。一般会計でこんなに出るのは、国保なんかでは結構金額、介護でも大きい金額は出るんですけど、今度のこれでそんだけ出るっていうのは、12月にまとまってこれだけ出てくるというのは何か理由があるのか。福祉の関係と教育の関係がありますけれども、その点、ちょっともし説明できるなら説明していただけますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

償還金がたくさん出てるということの御質問です。

負担金等の交付金については年度当初に申請をしまして、年数回にわたって交付を受けているというような状態になっています。返還金が出ないようにということで、年内、12月頃に一旦変更申請という、その機会があるんですけども、その時点で増減が、はっきりした理由があればそのときも対応させてもらってるんですけども、まだ12月の段階で明らかな場合がなかなか判断難しいので、変更申請はなかなか難しいと考えてます。今後、できるだけ償還金が発生しないようには注視していきたいなど、そのようには考えております。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回の償還金で、実際に私立幼稚園、そしてまたこども園の関係、学童保育も含めましてですね、償還金が多いということでございますが、これは、令和元年度の新型コロナ緊急対策で補助申請したわけですけれども、国から通知が来た期日と手を挙げた期日、そしてまた、備品等の納入の時期がタイトで、その時期に自治体の発注が集中してしまっていて、年度内に納品ができないということがございました。それが、コロナ関連で大きな償還金の発生した理由でございます。

○議長

山口君。

○7番

全体でちょっともう1回言いますけども、10月に議会のほうに示していただいた財政シミュレーション、今年度の実質単年度収支は3億600万の赤字ということでした。今回の補正後の予算上の金額については、先ほどちょっと言いましたけども、もともとその未確定財源が2億1,337万円、これは9月議会までに、地方交付税の増額などでですね、そんなんも含めて、それから前年度繰越金が1億6,681万5,000円ありましたから、それなどで消えてるんですが、今時点でじゃあ実質単年度収支、予算上どうなってるかというと、前年度繰越金1億6,681万5,000円、これがまずマイナスです。基金、昨年度末の残が1億4,319万7,000円、これも予算上全部使い切ったということで、マイナスです。新たに未確定財源6,423万8,000円、これだけ今、実質単年度収支、予算上で言うと赤字になるわけですね。

その合計が3億7,425万円。さらに、土地4,500万円、当初予算で売払収入を上げてますが、これ売れてる、売れてない、売れてないね。売れてないですから、これも年度末に売れなければ4,500万円赤字要素。これも足すと4億1,925万円というのが今の状況なんですね。

ほんで、10月のそのシミュレーションでは3億600万ですから、その差額が1億1,325万円。これがだから、町としては、今見込んでる一般財源の不用額ということに計算上はなるんですが、大体そういうことでもいいのかどうか。そういう見通しとしては、もうちょっと違う見通しがあるのかどうか。例えば、コロナで、さっき言った高齢者のインフルエンザ予防注射、これについては、当然コロナで出てきたらこの部分、今一財で出してますから、不用額ということに、不用額というかプラス材料になりますから、そういうことも含めてどうなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今年度の財政で実質単年度収支のお話やったかと思います。

財政シミュレーション、直近で10月29日の全協資料でお示しさせていただいておりますけども、そのときの実質単年度収支ということでは3億600万と、今もこの見込みは変わっておりません。今年度、実際、今時点でどれぐらいの実質単年度かということでございます。議員から説明ありましたように、前年度の繰越金が1億6,600万、基金1億4,300万、全て取り崩しておりますので、それで3億1,000万円の赤字は確実にございます。それ以外に、今回の補正予算で計上させていただいております未確定財源として6,400万、土地売払ですね、現在もオークション等にかけておりますけども、現状としてはまだ売れておりません。それらを合わすと4億2,000万程度になるんですけども、そのうちの未確定財源の6,400万円、土地売払いの4,500万円でございますけども、令和2年度の執行努力も含めてですね、1億程度の不用額も見込んでおりますので、この新たな未確定財源と土地売払いの分については何とか不用額でカバーできるかなと。そういう見込みからすれば、今年度の実質単年度収支の見込みとしては、現時点で3億程度と見込んでいるところでございます。

○議長

山口君。

○7番

財政シミュレーション、今年3億600万の赤字で、実質収支600万、7

00万、そんなんですよ。1,000万なかったと思うんですね。ということはですよ、基金ゼロですから、これじゃあ3億600万が実質収支で残る、ちょっと数字、今ぱっと見てないけども、数百万。じゃああと3億2,000万赤字になれば実質収支マイナスですよ。ということは赤字団体になるということですけど、そういうことですよ。そうはならない自信はありますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今後の財政の見込みについての話でございます。

シミュレーションといたしましては、実質収支と言え、今年度はほぼべたかほとんどかなど。来年度は、財政シミュレーション上で言えば、当然赤字になってくると、こういうようなことになっております。財政の件については、昨日の報道でもございましたように、平群町に重症警報というものが発令されております。それを受けてですね、どういうふうに財政を立て直すのかというのが我々にとって喫緊の課題でございます。

特に平群町の財政を圧迫しておりますのは、過去に発行しました、いわゆる地方債の返還でございます。駅周辺整備事業の地方債の発行とかこども園とか文化センターで数十億単位で地方債を発行しておりますので、その償還が毎年度約11億円強となっております。このことが財政を圧迫している大きな要因の一つであるのかなと分析しております。

そういった中でもですね、当然借金については返済していく義務がございますので、当然それは返済してまいります。その上で、そういった中で、今後、財政運営をどうしていくのかということでございますけども、その件につきましては、以前からある健全化計画で申し上げてますとおり、総人件費の抑制も含めて、事務事業の見直しとか、そういったいろんな対策を立てていくわけでございますけども、なかなかそれだけでは追いつかないというのが現状でございますので、今、財政健全化が喫緊の課題ということでもございますので、新たな財政健全化計画を策定して、それを推進していきながらですね、できる限り財政が健全化に向かうように努力してまいりたいと考えております。

○議長

山口君。

○7番

さっき町長の挨拶にもありましたけど、県から重症と指定されて、四つの項目で全部平群町、経常収支比率は出てないんですけども、それ以外出てるんですね。これに、赤字ということになれば、もう全国でもほとんどないですか

ら、相当有名になれると思いますけど、そのことであんまり有名になりたくないでしょうから。

今課長のほうからいろいろ、もうでもあと町のやり方としては借金の借換えしかないでしょう。ほんで今度、借金これまた新たに3,000何百万増えてるわけです。ほんで、さっき出た人権交流センターと図書館も、またこれ除去、ほとんど9割借金するわけでしょう、多分ね。だから、借金は減っても、とにかくこの前のシミュレーション見たって、借金は半分近く、今150億あるのが100億切ってきたとしても、公債費は11億円以上は続くというね、そういう状況になってますから、もう借換え以外ないんでしょうけども、ただ借換えすると、それがだんだんだんだん外へ、将来へ延びますから、どんどんどんどんそういうことになるというね、その辺のバランスももちろん考えておられると思うんで、その健全化計画と言って、何か削ることばかり考えてはりますけども、収入増やすことも含めて中期的なビジョンを私は持つべきだと思うんですよ。そうでないと、住民にとってはますます魅力なくなるということになるんで、その辺も加味した財政の健全化計画というのをつくっていただきたいと思います。今どうせえという案は持ち合わせてませんが、そのことについては今後も議論していきたいと思いますので、大変な状況にあるということは変わらない、町のほうでもしっかりやっていただきたいということはお願ひして、この件についてはもういいです。

○議 長

ほかにございませんか。窪君。

○10番

今回、生駒郡4町でのPCR検査の発熱外来を設置をしていただくということで予算計上されておりますが、もう少し、事業概要につきまして、御説明のほどお願いしたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

御説明させていただきます。

今まだ仮称でございますけども、生駒郡地域外来検査センターという名称になる予定でございます。それから、対象でございますけども、ほかの自治体でやっておられるんですけども、医療機関からの、感染症の疑いがある患者さんがお医者さんのほうから予約を取るということでございます。個人が直接予約はできないということでございます。それから、保健所への受診調整の方も対象とすることになっております。軽症の方とか無症状の方で、自家用車で来所

ができる方ということになっております。それから、実施期間ですけれども、令和3年1月6日から令和3年3月31日の予定でございます。検査の実施日ですけれども、月曜日と水曜日、週2回で、午後2時から4時までの予定でございます。それから、手法でございますけれども、ドライブスルーの方式でございます。

それから、インフルエンザの流行が今後予測されておりますけれども、その状況に応じてですね、かかりつけのお医者さんでインフルエンザの検査ができていない方については、同時に検査を併せてするというところでございます。

それから、場所ですけれども、近隣と同じように非公表でございます。

それから、あとですね、検査の件数でございますけれども、取りあえず、当面の間は日最大10件ということで聞いております。

それから、この開設でございますけれども、生駒郡4町でございます。運営は、生駒地区医師会のほうにお願いをしているということでございます。それから、鼻咽頭ぬぐい液方式でPCR検査を実施することでございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、非公開の理由について、後ほどお述べいただきたいと思っております。

また、実施ですが、明年1月6日から3月31日までということですが、それまでに収束ができたらいいことなのですが、これはまた延長されることも考えておられるのか。また、この69万8,000円ということですが、これ4町で積算割合というのはあると思うんですが、説明できる範囲で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

お答えさせていただきます。

帰国者・接触者外来の位置づけでございます。その中でですね、県が公表してませんけれども、新型コロナウイルス感染症外来、ドライブスルー発熱外来クリニックの中に含まれるということでございます。これにつきましては、県の位置づけといたしまして、一般的に場所、電話番号は一切公表しないということの決まりがございますので、公表は差し控えてさせていただきたいと思っております。

それから、3月末で収束するとはどう思っても考えられないんですけれども、

その協議は当然していくべきだと思うんですけども、その状況に応じてですね、当然医師会であるとか、それから4町のほうで、今度協議をしていかなあかん時期が出てくるかなというふうに思っています。これはまだ現在のところは未定でございます。

それから、積算根拠でございますけども、全体の予算といたしまして、1,481万3,000円でございます。そのうちですね、歳入でございますけども、使用料につきまして、診療報酬含めて使用料ですけども、それが630万円程度ですね。あと、県からの補助金とか、それから町村会のほうからの補助金とかで賄うということでございます。平群町が、生駒郡4町の中での全体の負担金ですけども、335万3,000円があります。そのうちの、人口とかの案分で平群町の割合が決まってまして、それで現在の金額になっておるところでございます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。隣の生駒市でも、場所は非公開、感染拡大防止や安全確保の観点からということで非公開とされてるということは、生駒郡も同様にとということで、場所は公表しないということで分かりました。今後、また4町でしっかりと連携を取っていただいて、自分の個人的なPCR検査は受けられませんが、医師等々で、もう少し受けやすくなるのかなと思いますので、どうぞ今後も継続のほど、よろしく願いしておきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

まず1点目、中央公民館の解体の件でございますが、先ほど山口君は、起債については交付税云々とか、たしかこれは起債については交付税対応はなかったというふうに私は認識しています。その点について御答弁を頂きたいことと、もう一つは、来年度予算にしたらどうやと、ちょっと今回は引き延ばしたらどうやという御意見もあんなけど、私はそうじゃないと。一部、借地あったでしょう。平群の住民から見て、行政財産として使用もしていないのに、なぜ借地料払うんやと、逆に言われた場合、行政はどうやろう。それはちょっとクエスチョンの場合もある。まして、撤去すれば、今度普通財産に落ちて普通財産の売買できる。それによって財源が入ってくるという可能性も私はあると思います。私は今年度、速やかに解体すべきやというふうに認識してますけれども、

その点はどうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま質問いただきましたけども、解体に係る地方債の交付税算入の件でございませうけども、除却債については交付税算入はございませぬ。

以上です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今年度、早々に解体に着手をいたしまして、これは今年度3月末で解体が完了するということではございませぬ。工期といたしましては6か月を見込んでおりますので、予算も繰越しをさせていただきまして、次年度の早い段階、7月末をめどにですな、早々に解体をしていきたいと思っております。そしてまた、その売却につきましても、政策推進課のほうと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

私もそう思います。というのはやっぱり財政厳しい。いかに収入を確保していくかということと、それと一番大切なのは、住民から見て、使用もしていないのに、なぜ一住民の方の借地をそのまま借り続けるんやとなればな、非常にこれはおかしい話というふうにも見られます。そして、長い間お借りした借地でございませぬ。また、恐らく地主さんのほうとも、担当課のほうでいろいろ御協議していただいたものやと、今回の補正に至ってはですな、私もそういうふうにご想定をいたします。それでこの補正もされたということをご理解もします。これについての今回の増額については、ちょっと今後、こういうことのないように、注意だけ先にしておきます。

もう1点、駅前の関係の西特定土地区画整理事業の件につきましてもは、やっぱりあと、山口君が言うてたように、2区画、これは私は常に言うてる、年度内に売買してください。なぜならば、来年度になったらまた事務費とかいろいろなものがかかりませぬよと。それと、いろんな、ひよっとしたら金利もかかってくるかもわかりませぬよと。銀行の関係でいろいろと。そうやから、難しいところは一定の金額を想定されてますから、それにお応えしていただくユーザーがおいでなのかどうか、これが非常に難しいということも私も理解もして

ます。けれども、大変、先ほど財政課のほうでちょっとおっしゃいましたけども、要するに駅前に対する公債費、それと開発公社のいろんなものを挟んで、この財政が圧迫してるということもおっしゃってました。速やかに対応、苦しいですけども、お願いを申し上げたいと思います。その点ひとつ、肝に銘じてよろしくをお願いします。それは返事は結構でございます。

それと、新たな健全化計画を立てようというお考えも持っておられるというふうに、今答弁いただいたんですけども、私個人といたしましては、これは行政だけの責任と私は思ってませんよ。私は常に思ってますよ。行政と議会は両輪のごとく、私は常に思ってます。やっぱり、こういうふうにしてこういう財政を生み出したらどうやと案を提案するのも私は議会議員の仕事やと思いますよ。今後、町長ね、新たな健全化計画を計画されてるならばね、議会にも、収入に対していろんな案をお持ちの議員さんもたくさんおいでになると思いますので、その知恵をいかに行政と絆を結んで、より一層その住民のためにね、私はやってほしいなど。私も議会議員として全力を持って頑張りますけどね、ひとつそういう点も、その点ひとつ、町長並びに財政担当課、どういうふうに思っておられますか。先ほど言いましたように、私自身は行政だけの責任ではないというふうに私は認識してます。私は議案であっても、要するに予算であっても賛成する、その立場上、こういうことで賛成すると、賛成討論もしておりますのでね、一部のこれについて、今こういう危機感に至った、大事に至った私も一部に責任感じていますから、その点、いろんな委員会でも、財政の委員会、行政とたくさん全協みたいなのを開いていただいでですね、その点ちょっとお約束していただいけませんか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま財政健全化についての御提案を頂いております。今議員がお述べになりましたとおり、財政の健全化は本当に喫緊の課題と思っております。この健全化計画ですけども、あくまでも行政内部の改革を最優先にして、住民の皆様に関連する負担の増は極力抑えると、そういう方向で実施してまいりますけどもですね、具体的な健全化計画の策定に当たっては、議会とも十分協議させていただいて策定してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

議会もね、財政については15%報酬カットしてるじゃないですか、正直な話ね。そうでしょう。やっぱり議会だってね、行政の内部だけを云々とか言うからそういうことになんねんで。私ら議会議員も15%カットしているのを認識していただきたいね。それだけ言うておきます。

○議長

山田君。

○9番

財政的な大きな話から、ちょっと私、中身の細かい話になるかもわかりませんが、2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、11ページで、ふるさと納税の返礼品の分の増額を措置されてます。職員の方々並びにいろんな方面のほうでふるさと納税率のアップにいろいろ御努力いただいたおかげだと思うんですけど、返礼品が増えたという、今その要因についてはどのように考えておられますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、ふるさと納税の件でございますけども、ふるさと納税の年度別の実績を見てまいりますと、ここ3か年程度で、件数、金額共伸びているものでございます。今補正のほうで、今年度のふるさと納税の寄附見込みが1,000万程度ということで御説明させていただいたところでございます。今年度ですね、寄附金が増えてきておる主な要因、何点かございます。

我々の努力としましては、寄附額アップの増額を目指して、返礼品の充実とか、掲載サイト数を増やすなどの工夫を重ねているところでございます。個別の要因といたしましては、今年度の2月から、返礼品の一つに酵素玄米ごはんというものも追加してございまして、それが非常に人気がございます。また、今年の12月から町内の瓦屋さんをお願いしまして、山本瓦工業というんですけども、鬼瓦のほうも返礼品のラインナップに加えていただいたというところでございます。それと併せて、ふるさと納税の掲載サイトでございますけども、従来からのふるさとチョイスに加えまして、楽天サイト、セゾンサイトと、そういうサイトの導入も行ってございまして、より寄附をしていただきやすいような環境整備も行ってございますので、それらのことが合わさって、寄附増の要因につながっていると。それと、これからの季節、イチゴの古都華が販売されますので、その辺についても寄附額のアップが見込めるものと考えております。

○議長

山田君。

○ 9 番

各自治体、いろいろ観光も含めてですね、いろんな分野、今NHKのドラマの「麒麟がくる」にしても滋賀県にしても京都にしても、そのことを含めて観光にも力を入れてということで頑張っておられます。いろいろと御尽力いただいて、情報発信も含めてですね、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

それから、12ページ、定住促進奨励交付金なんですけども、固定資産税のキャッシュバックということで、当然3年間のキャッシュバックの中で今年度の予定というのは明確になっているはずだと思うんですね、すぐにキャッシュバックいただけるわけじゃないんでね。増えたという要因はどこにあるというか、なぜ当初の予定から増えたんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

今回の補正で定住促進奨励交付金ということで、139万1,000円の増額をとということで、補正予算、計上させていただいております。定住促進の奨励交付金なんですけども、簡単に流れを申し上げますれば、家を取得されますと、その翌年に納税通知のほうを送らせていただいて納税していただくと。その納税を確認した翌年度から3回にわたって、3年間にわたって奨励金を交付すると、そういうような制度でございます。

今年度、今回増額補正させていただきましたけども、過去にといいますか、平成30年、令和3年度の対象者がおられましたけども、それらの方が申請をお忘れになっておった、申請漏れがあったということで、そのことで、約100万円ほどの増額ということになってございます。

○ 議 長

山田君。

○ 9 番

お忘れになったということなんですけど、基本的には町のほうから、対象者に関しては、告知というか通知というか、連絡されてるわけでしょう。同じ条件を持ってられるのに、キャッシュバック、もらう権利があるのに、もらえる人ともらえない人が発生するというのはやっぱりこれは不平等なんで、町はそういう、税務課にしても住民生活課にしても、対象の方には対象ですよということを通知されてるわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

この制度の周知の件でございます。

周知につきましてはですね、例えば転入とかで住民生活課の窓口に来られたときには、持ち家を取得された場合にはこういった奨励金の制度がございますと、そういう案内もしておりますし、税務課のほうで、新築等がありましたら家屋調査も行きますけども、そのときにもですね、こういった交付金の制度があるということは周知させていただいております。それと併せて、この交付金の申請が毎年6月1日から9月末というふうになっておりますので、その時期に合わせて、5月、9月と、あと1月ですか、年に3回は広報のほうに定住促進奨励交付金、お忘れじゃないですかと、そういうような内容の記事を掲載しましてですね、できる限りこの制度を使って交付金を受けていただくように周知をしていると、現状はそういうところでございます。

○議 長

山田君。

○9 番

連絡をしっかりとしてるのに、本人のうっかりでもらえないと、それは本人にも問題があるということなんで、仕方ない部分もあるかもわかりませんが、行政としては、極力不平等にならないように御尽力いただきたい。

ただ、先ほどから財政問題にいろいろと議論、お話もされてますけども、この定住促進奨励交付金も、大体1,000万ぐらい、年間いってるわけですよ。私、一般質問もさせていただきましたけど、半分以下の人、25%の方がそれをもともと知っていたということで、3分の2、4分の3ぐらいの方がラッキーというか、棚ぼたのようになってしまってるのが現状。これをもっと外部に向けてアピールをできて、そのことで定住が促進されるという本来の姿になればいいんですけど、なかなかそこまでいっていない。そういう面から見てですね、年間1,000万もの町単費がかかるということですね、この財政厳しい状況の中、今後どうしていくかということは、今立ち止まって考える時期なのかもしれない。ただ、一旦中止するとかも含めて、今後検討する必要があるのかなと思いますので、そのことだけ申し上げておきます。

○議 長

下中君。

○11番

12ページ、コミバスのバス停の件ですねけども、Aコープのところ辺でできるということですねけども、多分駐輪場のところだと思いますねけども、その辺、ちょっと具体的な工事内容と、それとちょっと記憶が飛んでますねけども、これ交通会議の議題に上がってますのかどうかと、その点だけお願いい

たします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

工事の内容でございます。

これにつきましては、議員おっしゃったとおり、駐輪場になるんですかね、若葉台から下りてきた道路沿いの信号から約10メートル手前ぐらいからの場所ということになります。そこのところの歩道を切り込んでという形となるんですけども、バスを全部入れるというふうな、入ったところに貯水槽であったり水道の仕切り弁であったり、いろいろございます。その関係で、全部バスが入るような形にはならないような予定をしておるんですけども、それを避けながら、斜めに入っていくような今回のバス停ということで、一番深いところでは車道から約3メートルという三角のような形になる計画をしております。これにつきまして、地権者の方、事業所の方、バス事業者、警察、この辺は了解を得たということで、ある程度調ったということと、財源的には、ここに記載してありますとおり、防災諸費のほうの350万を減額、これはコロナ対策の交付金で、段ボールベッドとかいろいろ入札しましての差金ということなんですけども、これを、アフターコロナということで、コロナ対策の対象となるということで、こちらへ増額の補正、プラスマイナスゼロなんですけども、させていただいたという形の補正でございます。

最後におっしゃった公共交通への報告につきまして、ちょっと今はっきりと覚えてないところがあるんですけども、ある程度そういった要望があるということは会議で言ったような記憶がございます。ちょっとその程度で申し訳ございません。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

工事のほうは多分、業者の搬入口と駐輪場の間ぐらいかなと思いますねけど、それできちっと3者共協議に応じられたということですので、正確にきちっとお願いしたいと思います。

それと、交通会議の件ですねけど、私もちょっと記憶にないですけども、直近の交通会議の中では出てなかったと思います。ただ、いろんな議論の中で、Aコープのこのバス停も必要やとか、そういう話があったと思いますけれども、実際ここへ今年度実施するとか、それはなかったと思います。そやから、

その辺の取扱いがね、ここが先か交通会議が先かということがありますのでね、それだけちょっと確認取ってほしいですねけども、私も記憶の中で何とも言えませんねけども、どちらが先がいいのかどっちか分かりませんがね、やはり今までのバス停の改廃については、交通会議で全部議題に載ってました、確かにね。そやから、その辺も十分踏まえてね、今後気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

窪君。

○10番

先ほどの定住促進奨励金制度の件でありますけれども、山田議員のほうからもるるありましたけれども、申請されたうちの4分の1しか知らなかったと。あと4分の3の方は偶然にもよかったということでありましたけれども、やはりですね、外部へのアピール、平群町が財政厳しいのに、どれだけアピールしてきたか、努力をしてくださってることは分かっておりますけれども、財政厳しいんだからこそ、また人口も減少しております、やっぱり一定の投資をして、この定住促進奨励金制度につきましては、決算委員会等々、また予算委員会等々でも質疑されておりますが、大変効果が出ているということですよね。若い方々が来ていただいて、マンションとかアパートとかではなく、中古、新築も合わせて定住をしていただくということですから、税収入が入ってくるということで、大変効果があるということの認識を平群町も示されてると思うんですね。それであるならば、今4分の1しか知らなかったというのであれば、もっと効果があるのなら努力をしていただきたいと思います。このように申さないといけない一つの理由は、やはり不動産会社とかに、この平群町の案内ですね、リーフレットとかね、全く更新されてない。大変古いままである。子ども医療費、県下でも高校3年生まで通院・入院全て無料です。こんなところ、どこも町ではありません。こういうことも全然更新されてない。更新には費用もかかるとは思いますけれども、手作りでも何でもいいんじゃないかと思うんです。やはり、その点の努力ですね、どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

定住促進奨励交付金への御質問かと思えます。

この交付金の制度、要綱なんですけども、平成25年につくりまして、平成26年スタート、そして平成28年からこの奨励交付金を交付してると、そう

いうふうになっております。

この奨励交付金の目的といいますか趣旨については、町の人口増加と定住化によって活性あるまちづくりを推進すると、そういうようなことで始めております。この定住促進奨励交付金の費用対効果の件について、過去の議会においても質問頂いております。この件については、当然一定の効果があったと、そういうふうには認識している一方で、平群に来られた方で、この制度を知らなかった方も相当数おられてると、そういうような現状もございます。それと併せて、財政の話でございますけども、今、財政の健全化が喫緊の課題となっております。現状、この制度は12月31日まででということの、そういうような要綱になってございます。そこで、今後この制度をどういうふうにしていくのかということでございます。一つ、今後どういうふうにするのかということとで考えていかなければならないのが、仮に今年度、12月末でこの制度がなくなっても、令和3年度、4年度、5年度、6年度と、そこまで交付金をお支払いしていかなければならない。単純に言いますれば、3か年分をまとめて払うとなれば、単純に1年間で1,000万ということになります。12月末でこの制度を終了した場合でも、令和3年・4年・5年・6年度と、この4年間で3,000万円の財政出動が生じてまいります。これは全て一般財源でございますので、本当にまだ財政が緊急事態になっておるときにですね、この3,000万円の財源をどういうふう捻出するのか。それと、あとこの制度の存続も含めてですね、今のところはしっかりと見極めなければならぬと、今そういうふうにしてるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

今財政が厳しいことは私もよく分かっておりますけれども、やはり歳入の増ですね、増のためには投資も必要なんです。しっかりと1,000万円、それでも3年間続くということを今おっしゃいました。この12月31日までしたとしても、来年からはそれを廃止したとしてもですよ、それでも要るわけですよ。ですが、これから入ってきていただく努力は、じゃあ投資をしないで入ってきていただく努力、それをどのように考えてるのか。このことについては分かりますけれども、しっかりと歳入の増、こういう定住を促進する、人口が減ってきている中で、まして4分の1でもこれを見て来てくださってる方、またですね、外へ出るのが、これがあることによってとどまってる方もたくさんいらっしゃるわけですね。ですから、簡単にですね、1,000万大変だからということで、そういう感覚で短絡的に廃止するということはいかかなものか

と、それだけは伝えさせていただいて、しっかりと議論していただいて、続けるのであれば、しっかりとですね、もっとアピールしていただきたいと思います。平群町職員の皆さんのおかげで、また本当にいろんな施策を、どこにも負けない子育て施策、たくさんやっています。そのことを周知しないのですよ、それで待ってるだけでは、これは少し、私たち議会も共にという意味では本末転倒ではないかと思いますので、それだけは指摘しておきたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
11時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時06分)

再 開 (午前11時20分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きますして

日程第6 議案第46号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第7 議案第47号 令和2年度平群町水道事業会計補正予算(第1号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第47号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第48号 令和2年度平群町下水道事業会計補正予算（第1
号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第9 議案第49号 令和2年度平群町介護保険特別会計補正予算（第
2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第49号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

一つは、システム改修、第8期の見直し、計画策定ということで、システム
改修ということなんですが、補助金が170万しかないというのはまずなぜな
のか。それと、足らん分、本来、半分ぐらい国から補助金ということで、本来
なら330万つかねばならない、それがつかないのはなぜかということと、そ
のつかない分を町の一般会計から払ってますが、その町の一般会計で払って
る分は全額一般財源なのかどうか、その点どうですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

国の補助金の御質問でございます。

補助金額については、国のほうで市町村の事業費の分布状況を検証されたということで、その結果、人口規模に応じた金額を基本としまして、平群町の場合、人口1万人以上10万人未満の市町村は一律340万円と、そのように聞いております。

このことにつきましては、改修内容がいまだ未定な部分もありますので、決まり次第、委託業者とも協議していきたいと思います。残りについては一般財源になります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

国が勝手に決めた基準より、勝手についておかしいけど、要するに、国が決めた第8期の計画策定の必要な金額、340万の半分の170万出るということやけど、その340万より平群町は高い660万かかるというのはなぜなんですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今回、詳細についてはまだ正式に決まってないところもあるんですけども、実際、項目等いろいろ決まっております、その中のシステム会社によりまして、詳細が決まってないから最大の金額で今、概算見積りということになっています。詳細が決まってからってということで、かなり開きがあるんですけども、まだ詳細が分かってないということで、今回は高く、大分開きがあるのかなと。実際、具体的な内容が決まり次第、その内容に応じて、町も事業者と協議をしていききたいと、そのように考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ相当下がる可能性はあるということですね。取りあえず今んとこ目いっぱい予算組んでるということなんですが、それならあれですけども、あまりにもちょっと開きが大きいというのが1点。

それとね、この際だからちょっと言っておきますけども、計画策定に当たって、コンサルにいろいろ仕事をしてもらって、当然、今回の第8期の策定に当たっても、いろんな調査とかですね、それから国の社会保障事業の動向もあり

ますから、当然、3年ごとに、国のほうはしょっちゅう見直ししてますから、それも含めて、当然、平群町の8期の計画についてもそういうのが加味されるわけですけれどもね、この間何回も言ってますように、第6期と第7期の計画については乖離がひど過ぎる。コンサル、どこ頼んでるのか知りませんが、そんなまともに結果出せないというか、結果と計画にあまりにも乖離のあるようなコンサルをいつまでも頼むんじゃないよというふうに一方では思うんですよ、言葉は悪いですけど。そんなもん、ひど過ぎるじゃないですか、あまりにも。第5期まではそんなことなかったんですよ。そこも一緒なのかもしれないけども。あまりにも乖離がひどいから、その点、もう既にコンサル決まってるのに今さらということになるんでしょうけども、よっぽどきちっとした詳細な計画、情報もつかんでやらないと、こんな乖離がひどいの平群だけです。よそはこんだけ金余らないですもん。そのことはまず申し上げて。

それでね、今年度の介護保険会計の、今まだ多分、半年分しか資料出てないと思いますが、その半年分の資料で、今年度の会計として、決算見込み、実質単年度収支はどれぐらいになるというふうに見てるのか、その点どうですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今年度の給付費の決算見込みということにもつながると思うんですけども、今、4月から10月、7か月間の状況を見ていまして、今の状況では1年間の給付費は約18億円と予算ベースになってます。それで、最終的に基金が出るかどうかについては、若干1,000万から1,500万ぐらいはまた出てくるんだろうなとは考えてるところでございます。

以上でございます。

「幾らぐらいって」の声あり

○福祉こども課長

1,000万から1,500万ぐらいの間になるのかなと思ってます。

○議長

山口君。

○7番

今の状況で見ると、1,500万ぐらいの黒字とこういうことを見てるわけですね。本来、前も何回も言ってますけれども、3年目ですから、本来赤字になってもあれなんだけども。それともう一つ、今の総給付費については、計画

に比べて何%ぐらいってますか。それ、すぐ分かりますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

細かい資料は持ってないんですけど、3年間で60億という計画の中で、最終3年間で51億ぐらいになるかなと思ってます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

51億ということは85%ぐらいやね。85%、大体じゃあ1年目、2年目の平均と一緒に数字になるんですよ。ということは、今年度も1,500万になるのか何ぼか知りませんが、取りあえず黒字になるということは、今、基金で4億3,000万、返還金入れてあれでしたけども。ということは、5億まではいかないにしたって、4億5,000万ぐらいにはなるという事ですよ。

もうそんな乖離、これで1年分の1号被保険者の保険料全額たまったことになりますからね。その辺はちょっとね、今回一般質問も出してますから、そこでしっかり議論しますけども、本当に真剣に考えてもらわないと、払うのは65歳以上の、今7,000人ちょっとですけれども、の人たちが、自動的にほとんどの人が年金から天引きされるんですよ。全く関係ない。だって、1万8,000円以上の年金やったら全部天引きなんだから。それで、計算違いしてね、計画で乖離出して高い金を払わされてるというのは、やっぱりあまりにもひど過ぎる。この6年間、それで来てるわけですからね。次までそんなことになるというのはやっぱり許されないので、そこんところはしっかり原課としても考えていただいて計画策定に当たっていただきたい。

コンサルに対してもしっかりしてもらってくださいね。そのことはお願いしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第50号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第50号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

後期高齢者医療制度の見直しによるシステム改修と、こうなってんねけど、
どういう見直しですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

もともと30年度の税制改正に係る部分でございまして、全て税制改正によ
るものでございます。それから、所得の10万円の減額とか基礎控除が変わる
とか、所得調整控除額の創設とかいうふうなものでございます。

○議長

山口君。

○7番

これ、国保は10万円の税制改正については、33万円の控除を43万円にするから、基本的に動き変わらないわけですが、後期高齢者の場合はそうじゃないんですか。そのまま10万円、同じ収入でも所得が10万円増えるということで、その分、後期高齢者の徴収、あれは基本と率と両方でやってますよね、所得割がありますよね。所得割は当然自動的に上がるということなんですか。ここで決めるわけちゃうから広域でやってるからあれやけど、それでシステム変えるということはそういうことなんですか。そこはもうちょっと分かるように言ってくれる。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

所得の見直しに関してはですね、国保も住民税も全て同じで、基礎控除が全部変わります。それにつきましては、当然上位法で決まっていますので、その辺については、この分についてですね、平群町の住民税システムと広域連合の連携のシステムの関係で整備をするということでございます。制度改正が住民税でございましたので、その部分を連携するということでのシステム改修でございます。

○議長

山口君。

○7番

そのシステム改修するのはいいですけども、さっき聞いたそのことで負担が増える人が増えるのかという、10万円分増えるのかというのはどうなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

国保とまるっきり同じ形で計算しますので、旧ただし書で計算しますので、変更はございません。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時59分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

続きまして

日程第11 議案第51号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第51号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。
続きますして

日程第12 議案第52号 奈良県広域消防組合格約の変更について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより質疑に入ります。山口君。

○7 番

宿題については答えられない。決まったら出せるって、これが決まったらど
うなるかという議論をしてんのにな、決まってから出したって意味ないでし
ょうが。どういうつもりなんや、広域消防は。だって、既にそれぞれの分担金
についてはこういう割合で出してきてて、これに基づいて計算したらみんな出
るわけじゃないですか。決まってないけれども、こういうふうになりますよと、
この条例になれば。それが出せないってどういうことなんですか、そんなん。
そこからして大体不信やない。

それで、そのことも含めて、平群町としては、この広域消防の中でどういう
意見を言ってるんですか、今度の改正に対して。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

平群町といいますか、広域7町での会議もありまして、当初、広域化する際の目的でもある全体統合、これに向けて進んでいかなきゃいけないということで、7町の対応の中ではいろいろ、面積割についてはどうだ、南部地域の補填になるんじゃないかという議論もあったところでございますけれども、基本的には共通経費化で進んでいくという意見のほうに統一になったということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、そうじゃなくって、もうちょっと経費のことを中心に言いますけども、分担金実績割を9割残すっていうのは、基本的に、これ全部取っ払って、あとの分だけで要するに割り振りをすると、西和消防にとっては相当金額が、分担金が増えるということで、激変緩和措置って、だからしてるわけでしょう。だからしてるわけ。2.5%でも1割、分担金実績、要するに、自賄い以外が10%だけ入れても、これだけ平群町の場合はコストが増えるわけ。平均の上げ方よりも、この前も言ったけども、2倍増えるわけよ、上がり幅はね。これ、今後ですよ、条例だから、当然今度は広域の中で決めていくわけ。広域議会で決まるわけでしょう。これ、どんどんどんどん当然、今の課長の答弁やったら、初めからそういう約束で進んでるんだから、全部基本的には分担金実績割、要するに自賄いは全てやめていくという、将来的にはですよ、いやそういう方向ですよ。これがあと、どういうふうに変更をかなんていうのは広域議会で決めるわけや。もうそれぞれの参加してる37市町村の議会でそれを審議するというわけではないですよ。そうでしょう。そしたら、あとはもうどんだけ上がるか分からんという話になってくる。だから、西和の7町としてね、今度のことに対してどういう意見を述べられたのか、また平群町としてもどういう意見を述べられたのかを聞いてるわけや。もう決まってるからっていう話じゃないでしょう。当然、これ何も事務局が例えばこういう案出してきたって、その中でいろいろ議論するわけでしょう。議会だけじゃなくて、西和7町の町長が集まって、そのことについても報告あったら話すわけでしょう。そこでどんな話をしてるんですかって聞いてんねや。何も言わんと、はいオーケーか。そんなことないでしょう。それでなくても財政大変や言うてんのにやね、今回は取りあえずそんなむちゃくちゃ上がったというわけじゃないけど、それでも数百万から1,000万ほど上がるわけでしょう。そこでどんな

議論してんのかなっていう、意見言わないんですか、全然平群町は。広域行政になって、どんだんどんいろんなことが広域になるんですよ。その中で、自分とこの利害も含めて意見言わないと駄目でしょう。それが住民に責任持つ町政じゃないですか。全然何も言ってないの。今みたいな答弁しかできないんですか。町長は何も言ってないんですか。いや、別に何も広域37市町村の会議でなくても、西和7町の会議の中でどんな話してるんですか。それを聞いてるんですよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

費用負担の関係につきましては、先ほどおっしゃられたとおりですね、やっぱり分担金実績割、これは激変緩和措置やということになっております。西和7町につきましてもですね、その辺はかなり、皆、どこの自治体につきましても気にしてるところでございまして、今回、規約の改正で37市町村は七つに再編するというふうになっております。この区分会議、平群町は第4区分になるんですけども、この区分会議で意見反映をする場というふうに明確に位置づけているというふうになってございまして、分担金に対する意見の集約、代表者への広域消防への正副担当者会議行かれるんですけども、そこでは、必ずそういう意見反映をしていこうと、これはもう確認はしているところでございます。

分担金のありようなんですけども、分担金実績割は確かに激変緩和措置と位置づけられており、我々、担当者レベルでよく話すんですけども、当分やはり維持していかなければしんどいんじゃないかなというふうな認識は持っております。分担金の徴収方法は組合議会で決められることになっていくということなんですけども、本町の分担金の状況も見ながら、我々の中でも試算もしながらですね、区分会議で意見を出していこうというふうな平群町の考えを持っております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

いやいや、だから僕が聞いてんのは、今後のことを聞いてるん違うねん。この案になるときに当然意見言ったんでしょっていう話や。今後はその区分会議で、郡山も入った8市町で、首長とか事務局中心にそんな話するのは、それはそうでしょう、今後。でもそんなん37分の8ですからね、数から言えばね。ほんで、大体意見通ってんのは、中・南和が中心に意見が通ってるように思え

てならないんですけど、そんなこと言うたってどうしようもないんだけど、ただもっとやっぱりね、自分とこの、広域になって、いろんな意味でようなる部分はもちろんあるんでしょうけど、この財政のここだけを見ればですね、何かなるときはもうすごいスケールメリットがあるみたいなことを言っというてよ、最初ちょっと下がったりしたけど、ほとんど何もないじゃないですかというように感覚に陥るわけですよ、言いたくないけど。いや、だからもっと意見しっかり言ってるんですかということと、これになるときにどういう意見を言ったんですかって聞いてんねや。このやり方を認めるということは、もう後は自動的に、ここの数字を動かすだけでどうにでもできるんですよ。それを何も反対にするとこももちろん、負担増えるところは、それはいろいろ意見言うだろうから、なるだろうけども、その辺のことを言ってるんであって、そのことも、もう同じ答えになんのやったらええけども。

それと、さっき言ったそのシミュレーション出されへんって、さっきも言ったけど、この数字出てんねんから、平群町は幾ら出て出してきてんねんから、全部数字出てるわけじゃないですか。それを知らされへんっていうのが不思議で仕方がない。何もどっかにお手盛りしたり、ここは安くしてこっちの町は高くしてるなんてことはないわけや。この数字で金額出すだけやのに、何でそれを出せないのかね。普通、この審議するときに出すべきですよ、そなん。おかしいんですって、この前ここへがん首そろえて来てたけど、全然答えないんだもん。それでもう決めてしまって、あとはお任せっていう話になるわけでしょう。おかしいと思いませんか。町長、おかしいと思いませんか、出されへんというの。出されへん理由は何なんですか、それ。決まってないからって。決まってないからって、案ですやん。この数字、それは動くでしょう、ほかも。何で出せないのか、どう言ってるの。何で出せないって、さっき言った理由だけ。まだ決まってないからって。でも、平群町の数字出てるやん。この前、数字出してもらったじゃないですか、資料ももらってる。何でよそも一緒に、どこがどうなるって出せないんですか、それ。不思議で仕方がない。何ぼ言たってあかんの。広域になったら、特に小さい町は何ぼ言たって駄目っていうことですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

分担金につきましては、西和消防署単位では見ております。その範囲での御理解は頂きたいということをお願いしております。それと、今後の財政シミュレーションというんですか、これにつきましてはですね、広域消防の財

政シミュレーション、各市町村の分担金のシミュレーション、これにつきましては、消防のほうも消防施設総合管理計画、また消防車両等の更新計画、さらには、今後策定していくということなんですけども、消防力の適正化配置計画、こんなんを含めて考えていくことになるということなんですけども、広域消防としまして、中長期的な財政計画というのを策定すると言うてます。これも近々するというふうには聞いておりますので、これはもう、策定されましたら、何らかの方法でこちらの議員の皆さんにもお示しするには広域消防とも話しているところがございますので、その辺ちょっと御理解いただきたいと思いません。

○議長

山口君。

○7番

ということは、この前説明あった資料の平群町の分担金も、実際、3月の当初予算に出てくるときには変わることがあるということやね、今の話やったら。そういうことやね。それでも、今のこれでどうなるかっていうのは、やっぱりある程度出すべき。こういう流動事項があるっていうのを示してもうたらそんでええだけの話やからね。

それともう一つ、基金の資料入ってますけど、ばらばらですわな。これはどうなるわけ、この基金は。新しいこういうやり方で分担金決まっても、それぞれの消防、平群で言うたら西和消防の単独のお金、基金はこれ2億3,600万もあるわけやからね、こういう扱いはどうなるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

この基金につきましては、令和3年度以降、もう1本になるというふうに聞いております。ただし、各市町村ごとには基準財政需要額割で管理していくというふうに聞いております。今回の全員協議会するときにも少し話あったんですけども、あのとき出てたんは、平群町は来年2億3,000万ほどというふうな話があったんですけども、まだ基金のほうの繰入れをしていない段階の、予算要求の段階やという数字やったと思うんですけども、これにつきましては、西和消防のほうを通じましてですね、どれだけ基金を取り崩すんだというのは、今、各市町村のほうに照会がかかっていってるというところがございます。この現在所有している2億3,600万なんですけども、このうちの平群町が大体3,500万ほどあるというふうに、今聞いておりますので、それをどういうふうに取り崩すかというのは、また我々独自の、財政課とも話しながらですね、

どういうふうにそれを対応していくかというのを決めていくところでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

そしたらあれやね、昨年までやったら、令和元年度と30年度で増えてますよね。今年度もまだ増える可能性、増えるか減るか分かんけど、ありますよね。それで、今年度末に、要するに各消防署ごとの持っている金が決まるわけやね。その金については、その所管する自治体のほうで、平群町は今3,500万って言ったけども、それでそこはその金を使って、今後、要するに上がっていくときの軽減に使う、そういう扱いをするということで、この金についてはもう、今2億3,600万ですけども、今年度分も含めて、確定した金額で平群町幾らというふうに分けて、今言ったような使い方をすると、そういうことですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今おっしゃられたとおりの扱いというふうに聞いております。

○議長

山口君。

○7番

3,500万やからね、1回でやんのかどうか、そういうことも今後、7町で話し合っただけで決めるんですか、それは。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それにつきましては、平群町独自の基金の部分をどうするかというのは各市町村の判断というふうになってくるようには聞いております、現在のところは。

○議長

山口君。

○7番

あとはもう全部言ってくれたらいい。それは、金返ってくるということか。返してはもらわへんけども、いやいや、だからそれははっきりしないと、帰ってこないけどもそこに預けといて、そこから分担金払うとき、何ぼがそこから

出してもらって分担金減らすということ。その辺はつきり、ちょっときちっと説明してよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今おっしゃったこと、大体そういうことなんですけども、基金につきましては、取り崩した部分については、分担金、各市町村に出たところから、幾分かその部分に充当するというふうな内容やと聞いております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

この問題についてはね、もう5年も前に広域になって、今さらどうのこうのと言うことはもちろんできません。そのことは分かった上で意見を言いたいと思います。

先ほども言いましたようにね、やっぱり、公平かどうかは別にして、平群町にとって本当に変わるとき、いろんなことを変えるときとか負担の問題であるときにね、やっぱりしっかりとですね、平群だけじゃなくて西和7町は大体一つですから、西和消防の立場としてきちっと物を言っていく必要がある。将来的には西和消防も何もなくなって、全部奈良県一本化になっていくんだろうけれども、そういう中でもやっぱり広域行政の場合、消防だけじゃないですけども、町としての意見をやっぱりしっかりと物を言っていくと。それが通る通らない、当然ありますけれども、それでもそのことも踏まえて住民に説明していく必要があると思うんです。

議会に対してもですね、町としてはこういう意見も言ったけども、それはそうならなかったと。最終的には全体の合意としてこういうふうになりましたと、そういう説明をきっちりしてほしいんです、広域行政の場合。

この消防だけじゃなくて後期高齢者もありますし、今後、水道事業もそういうふうになっていきますし、そういう問題についてはね、常にそういう視点で町としての、こういうふうにしてるということも含めて議会に示していただ

きたい、このことを意見として付け加えてですね、この議案に対しては賛成いたします。

○議長

討論ございませんか、ほかに。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第13 同意第16号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第16号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 浦野育三は、令和2年11月30日をもって辞職したから、新たに下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年12月8日提出

平群町長 西脇 洋貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目8番20号

氏 名 片井輝夫

生年月日 昭和24年3月17日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読がありましたように、同意第16号の公平委員会委員の選任同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関して識見を有する者となっております。

片井輝夫氏は、昭和51年に弁護士資格を取得されてから弁護士として、また大阪地方裁判所と大阪簡易裁判所の調停委員としても御活躍されました。公平委員として要求されます地方自治の本旨に理解があり、人事行政に関しましても識見を有しておられ、申し分ない方であると考えております。今回新たに選任するに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、公平委員として御活躍を頂きたいと考えております。

御同意いただきますようお願いいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第16号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

日程第 1 4 同意第 1 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 1 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 藤田紀彦は、令和 2 年 1 2 月 2 0 日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 1 2 月 8 日 提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘 1 丁目 6 番 2 4 号

氏 名 藤田紀彦

生年月日 昭和 2 9 年 4 月 7 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読がありました同意第 1 7 号の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第 4 2 3 条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された重要な役割を持つ役職であります。

藤田紀彦氏は、司法書士として不動産の登記事務等を行われていた経験をお持ちの方であり、平成 3 1 年 3 月より固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂いております。これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂きたいと考えておりますので、

御同意いただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより同意第17号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして

日程第15 同意第18号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第18号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 吉田美智子は、令和2年12月7日をもって任期満了するから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年12月8日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町初香台2丁目9番12号

氏 名 堂間寛子

生年月日 昭和57年4月1日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第18号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に明記されておるとおり、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者となっております。

堂間寛子氏は、保育園での勤務経験があり、現在、放課後デイサービスの保育士としても御活躍をされております。また、お二人のお子様も平群町で育てられており、保育士の目線、そして保護者の目線の両方から教育行政に御意見を頂けると考えております。

つきましては、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。植田君。

○6 番

ちょっとお聞きしたいんですけども、この堂間さんがどうこうじゃなくてね、今平群町の教育委員の中の各3小学校の地域で言えば、どういう人数配置になってるのかという問題と、今回かなり若い方が教育委員になっていただくということで、年齢的な構成としてどうなるのかということをお聞きをしておきたいと思っております。

○議 長

教育長。

○教育長

まず、学校、校区の関係ですけれども、旧の平群西小学校、そして旧の平群

東小学校の校区から出ていただいております。旧来は、北小学校、南小学校というように、四つの学校がありましたので、各校区から1名ということになってたんですけども、今校区が三つになっております。そのために、各校区からという考え方が崩れてしまったということでもあります。

今現在の基本的な考え方は、年齢構成が、大体30代、40代、50代、60代というふうな年齢構成と、それから、いわゆるその方の適性として、小学校、いわゆる義務教育でお勤めになった方、それから、こども園、幼稚園、保育園等でお勤めになった方、そして保護者代表の方、そして社会教育関係に携わっておられる方というような形で選任をさせていただいております。

以上でございます。

○議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第18号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第16 請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道
占用・使用の中止を求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読をいたします。

令和２年第７回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第１号

受理年月日 令和２年１１月２５日

件名 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を
求める請願書

請願の要旨

要旨 協栄ソーラーステーション合同会社に令和２年３月１７日付で許可された町道占用許可について、住民に一切知らされることなく進められました。住民不在の町の行政のやり方に対して町民の不信感は強く、また町道管理者としての相応しい責務が果たされているとは言えないため、その占用及び使用の中止を町に求める決議をおこなっていただくよう請願いたします。

理由 ①許可された町道が狭小であり通行止めまたは片側通行による工事実施により近隣住民の通勤、通院などの日常生活に大きな支障をきたすことが明白であること。高齢者にとって通行止めによる迂回は大きな負担であること。

②平群北小学校児童、平群中学校生徒の通学路にあたるため、通学の安全が確保されないこと。高圧電線敷設による恒常的な電磁波による健康被害の恐れがあること。

③工事予定区間には菊農家他の農作業車両の通行は欠くべからざる作業通路であり代替道路が存在しないこと。

④町道占用にあたって、町の占用申請書では通行止め等の交通規制を伴う場合、自治会の同意書の提出を求めているにも係わらず、事業者の地元自治会への説明会も実施されておらず住民不在となっていること。

⑤太陽光発電所から関西電力梨本変電所へは、町道を使用する方法以外に、多くの代替案があるにも関わらず、町による一切の検討、指導をせず事業者の希望のままに許可が与えられていること。

⑥太陽光発電施設からの送電は、一企業の自営線であるうえ、２０年程度の仮設備であり町道占用にふさわしくない。

請願者の住所及び氏名 平群町椿台１－３－１７ 多田恵一 他１６名

紹介議員 山口昌亮・稲月敏子・植田いずみ

付託委員会 総務建設委員会

以上でございます。

○議 長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

○7 番

説明も何も、ここに書いてあるとおりのわけですね。基本的には、生活道路について危惧を持っておられる方、そして、町道1メートル下に送電線を埋設することで、電磁波の脅威を常に受けるということで、特に小さい子どもを持つ保護者の方が非常に危惧されている。そのことについては、町長宛てに様々な要望が上がっているというふうにも聞いていますし、既にこのことについて、町長への要望として上げられた署名数が3,500筆を超えているというようなことから明らかなように、特に北校区の住民を中心にですね、本当に多くの方が反対をしておられる。何とか町道への埋設はやめてほしい、そういう声をもってですね、今回、町のほうではなく、議会としてもしっかりこの問題についていろいろ議論していただいて、そして、請願としてですね、議会の意思として町のほうに要望してほしいということだというふうに思います。

そういうことですので、住民の不安にしっかり応える、そのためにもですね、議会としてもしっかり議論していただくことをお願いして趣旨説明といたします。

以上です。

○議 長

これより質疑に入ります。山本君。

○3 番

今、山口議員さんのほうから請願文書について理由を述べていただきました。その中で、今3,500名を超えている署名をお集めになられたということでございますが、私の手元にも、町長宛てに、メガソーラー送電線の町道使用の中止を求める署名というのを頂いているわけですが、これの中に四つほど項目、星印がついてある部分があるんですが、この請願書で言うと、理由の2番目に当たるかと思うんですが、町道3キロに高圧線が埋められているのは危険ですということが書いてあります。この危険ですということについて、町のほうの見解はいかがとお考えでしょうか、お聞かせください。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

ただいまの質問にお答えをします。

まず、埋設送電線は、電気設備技術基準に準拠した設計をされております。また、電線の埋設については、国は、無電柱化の推進に関する法律を施行し、

推進をしています。このことから、送電線の埋設は危険という認識は持っておりません。

○議長

窪君。

○10番

私も、今の山本議員の質問に関連するんですけども、種々私も御意見をお聞かせを頂いておりますけれども、現在ですね、平群町内に関電の送電線があると思うんですね。一つ、梨本地区の変電所に送電している送電線の電圧、7万2,000ボルトとお聞きをしております。また、今回の件では2万2,000ボルトの電圧ということではありますが、この件について、種々お話を聞きする中ですね、正確な情報をお聞かせを頂きたいと思います。いろんな情報が飛び交っておりますので、中でもこの梨本の件ですね、道路埋設の距離や、また道路の掘り下げの深さ、先ほど、今回は1メートル下ということでしたが、掘り下げの深さや、また電磁波等につきましても、正確な情報をお答え願いたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

電磁波関連につきましては住民生活課長からお答えをさせていただきます。私は、梨本の送電線についてお答えをいたします。

道路の埋設距離でございますが、これは1.3キロメートルでございます。道路の掘り下げの深さでございますが、基本的には1.2メートルを基準として、縦断で多少高低差がありますので、1.2メートルを基準として、それより以下ということでございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、梨本の変電所に送電をしております送電線の電磁波についてでございます。これにつきましては、今回、事業を実施する事業者のほうで一定測定を行ったところでございます。測定値といたしましては、0.252マイクロテスラというふうな値になってございます。

以上です。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

梨本変電所の埋設距離 1.3 キロで掘り下げが 1.2 ということは、今回の櫛原の、この生駒平群発電所のほうも 1 メートルで、ほぼよく似た深さであるということを確認をいたしました。

また、この電磁波につきましては、0.252 マイクロテスラですかね、ちょっと言葉が難しいですけども、これですね、梨本のものは電圧が 7 万 2,000 ボルトで今回は 2 万 2,000 ボルトですので、電磁波は、単純に考えれば、梨本よりも今回のほうが低いのかというふうに、素人判断ですが、そういうふうに受け止めざるを得ないんですが、そこは確認をさせていただきたいと思います。

そして、その電磁波というのは、ふだん私たちも、電磁波を一切受けないで生活するということはあるまいと思わんですが、その点、分かる範囲で結構ですので、どのように平群町としては、いろんなところからの資料もあると思わしますが、もう少し、皆さん不安になられてるということですので、お聞かせを頂きたいと思わします。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

それでは、窪議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、電磁波の基準について、少し御説明のほう申し上げたいと存じます。

電磁波につきましては、平成 23 年に経済産業省が、電気設備に関する技術基準を定める省令というのを設けております。その第 27 条の 2 というところで、「電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止」という条文がございます。そこで電磁波の基準というのを定めてございます。基準の数値につきましては、200 マイクロテスラという値でございます。200 ということで基準となっております。

この事業者、電気事業者のほうから、様々、いろいろお客様向けの刊行物等が出ておりますので、その引用ということでございますが、家庭内におけます電化製品での数値ということでございます。数例、例を例えて申し上げますが、冷蔵庫でしたら 1.7 マイクロテスラ、炊飯器でしたら 0.7 マイクロテスラ、ドライヤーが 3.7 マイクロテスラ、電気カーペットが、これはちょっと高いんですけど、19 マイクロテスラというふうな調査がございます。

送電線が低くなるかということでございますが、これも一般論としてということでございますが、電磁波の性質については、発生源に流れる電流に比例して大きくなるというふうなことが言われております。今回の送電線の電圧につ

きましては、梨本への送電線の約3分の1程度であることから、電磁波の数値につきましても、これは低くなるのではというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

何を基準にということ、200マイクロテスラということ、その200を基準ですけれども、梨本は0.25だと。そして、今回はその分の3分の1であるということだと受け止めました。そして、最後にですね、先ほど今田課長も言われましたが、国が無電柱化を進めてるということで、私もよく存じ上げておりますが、平群駅前の整備のところも無電柱化になっていないかと思うんですけれども、電磁波の低減の技術として地中化があるということもよくお聞きしますが、地下に埋設するほうが電磁波は軽減されるのか、その点について、平群町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

窪議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般的な部分でございますが、地中に送電線を埋設をいたしましても電磁波自身がなくなるわけではございませんが、地中送電、地中に送電線を埋設する際に、送電線同士の配置を工夫し、近づけて、コンパクトに埋設をすることにより、電磁波の打ち消し効果が高められるということが言われております。これによりまして、軽減効果があるというふうにされておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。ちょっと私、修正させていただきたいんですが、梨本の変電所へは7万2,000と言いましたが7万7,000ボルトということで、申し訳ありません。ですので、今回の分のは、梨本に対しましては3分の1ということで、全てそういうことであります。ちょっとその点につきましては、7万7,000ボルトが梨本の変電所ということで修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

この請願書については、一応予定されてるのが明日の総務建設委員会に付託されるということで、総務建設委員会の委員長をさせていただいてる立場上、今日ここで質問したいなと思います。

まず1点目、ここの協栄ソーラーという会社がですね、町として、平群発電所の企業に対する見識、見方、まず1点目はどういうふうな見方をされてるか。

それ1点と、もう一つはね、道路占用申請書については、通行止めをする場合は、申請する場合は必ず自治会の同意をもらいましたというふうに、同意書、また迂回路表示図を通行止めの場合の申請書、平群町のほうにあるわけなんですけども、この件について、同意書は、自治会の同意書が必要とされているが、この文書ではね、今回占用してるのは、町としては、それなしに許可しはったということやから、その根拠ということを法的にどうやと、いろいろその根拠について、必ず同意書必要なのかということも、前、議会で一遍そのような議論がされたような記憶あんねけど、そこら辺も改めて、法的にどうなのかということをお答え願えますか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

まず1点目です。

協栄ソーラーですが、関電は公営企業でございます。協栄ソーラーのメガソーラーは関電変電所につながり、公益企業に供するものなので、公営企業と同じ扱いになります。

また、道路占用の事務取扱について、国土交通省道路局路政課長から通達が出ております。発電事業者が電柱及び電線を道路に占用する発電事業は義務占用の対象であるとしているところであり、今回のケースはそれに当たるということでございます。

それから、道路占用許可に同意は必要であるかないかということは、前回の議会でもありましたが、道路法は、道路占用許可に同意は必要ございません。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については総務建設委員会に付託することに決定しました。

なお、請願代表者2名の方より委員会に出席したい旨、私議長宛に申出されておりますので、本日の会議終了後、総務建設委員会を開催していただきたいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時26分)